

高効率ごみ発電施設運営モニタリング業務

仕 様 書

令和 3 年11月

広島中央環境衛生組合

一般仕様書

1 委託業務名

広島中央エコパーク(高効率ごみ発電施設)運営モニタリング業務

2 適用範囲

本仕様書は、広島中央環境衛生組合(以下「本組合」という。)が発注する広島中央エコパーク(高効率ごみ発電施設)運営モニタリング業務に適用する。

3 業務の目的

本組合が所有する広島中央エコパーク高効率ごみ発電施設(以下「本施設」という。)は、DBO方式(公設民営方式)での施設整備及び運営を実施している。本業務は、本施設の運営が要求水準書、DBO事業者の提案書及び基本契約書等に基づき適正に実施されているかを確認することを目的とする。

4 業務実施方針

本業務実施に際しては、本組合において十分な検討の中で進めるものとする。

5 業務委託期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月31日までとする。

6 提出書類等

受託者は、業務の開始及び完了に当たって次の書類を提出し、本組合の承認を得なければならない。

(1)業務開始時

- ① 業務着手届
- ② 業務計画書
- ③ 主任技術者届
- ④ 業務工程表

(2)業務完了時

- ① 業務完了届
- ② 成果品及び納品書
- ③ その他必要な書類

なお、承認された事項を変更しようとする時は、その都度承認を受けるものとする。

7 資料等の貸与及び返還

受託者は、貸与された関係資料等について借用書を提出するとともに、それらの貸与品は、委託業務完了後直ちに返還しなければならない。

8 遵守事項

受託者は、本業務について中立性を有し、知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

9 質 疑

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて質疑が生じた場合は、速やかに本組合と協議の上、受託者の意図を十分に理解し、本組合担当職員の指示に従い本業務を遂行するものとする。

10 協議記録等

受託者は、協議内容、確認事項及び変更内容を記載した記録簿等を作成し、提出しなければならない。

11 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行に当たり、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 事業者選定時の要求水準書等
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同「施行令」、同「施行規則」
- (3) 「ダイオキシン類特別措置法」、同「施行令」、同「施行規則」
- (4) その他諸法令、関係通知及び諸基準

12 成果品の検査

受託者は、業務の完了に際し、本組合による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後、成果品内容に訂正、記載漏れ等の不備があった場合は、速やかに対応し、再提出しなければならない。

13 成果品の提出

委託業務の報告書の各提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 運転管理状況報告書(A4版) 1部
- (2) 上記の電子媒体(PDF、WORD 及び Excel を CD-R 等に保管して納品)1式

特記仕様書

本業務は、本施設の運営が要求水準書、DBO事業者の提案書及び基本契約書等に基づき適正に実施されているかを確認することを目的とする。

1 運営モニタリング

運営事業者から毎月提出される以下の運営記録報告(月報)から、運営状況について確認し、本施設が適正に運営できているかどうかの精査を行うこと。

- (1) 運転管理業務実施報告書
- (2) 用役管理業務実施報告書
- (3) 維持管理業務実施報告書
- (4) 安全作業実施報告書
- (5) 緊急時対応報告書
- (6) その他業務実施報告書

2 定例会議への出席

本組合と運営事業者間で毎月1回の定例会議を開催する予定であるが、この会議に出席し、第三者の立場で適正に事業が履行されているか確認すること。

3 計画人工数

本業務の計画人工数は次のとおりとする。

- (1) 業務打合せ 5人工
- (2) 定例会議出席 5人工
- (3) 運営記録報告(月報)確認 5人工

4 特記事項

- (1) 施設の改造や事故発生等に伴い詳細な検討が必要となった場合は、別途協議を行うものとする。
- (2) 紛争、調停代理業務は本業務に含まないものとする。

(3)新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、国等による移動自粛要請の対象とされた場合は、別途協議を行うものとする。

(4)上記に伴い定例会議等の回数に増減が生じた場合については、契約金額について双方で協議するものとする。